

## 第2章

---

# 地域福祉の現状と課題



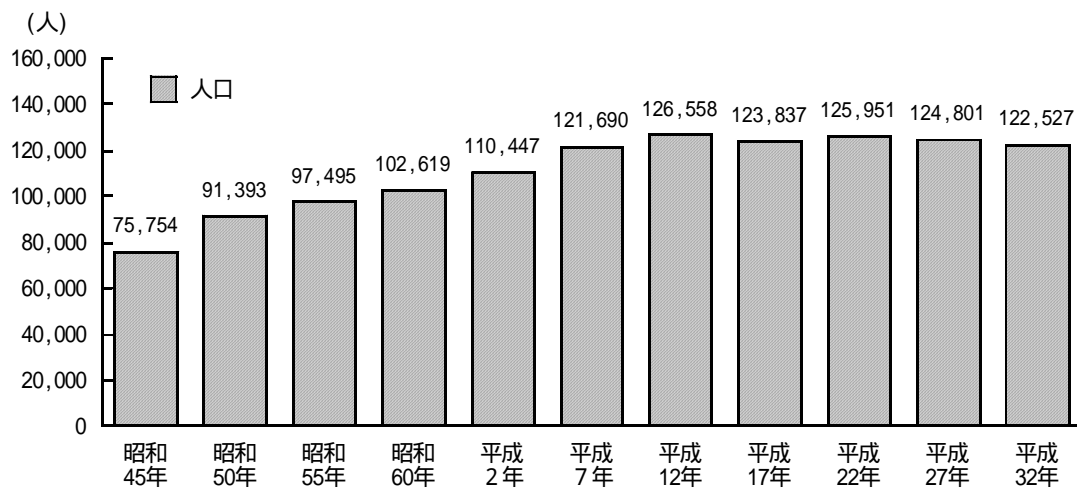
## 1. 人口、世帯などの状況

### (1) 人口の推移と将来推計

平成17(2005)年の富田林市の総人口は、国勢調査によると123,800人であり、その推移をみると、現在の市域になった昭和42(1967)年以降では、平成12(2000)年の126,558人をピークにして減少傾向にあります。また、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計人口の推移をみると、平成14(2002)年3月末の126,400人をピークにして減少しています。

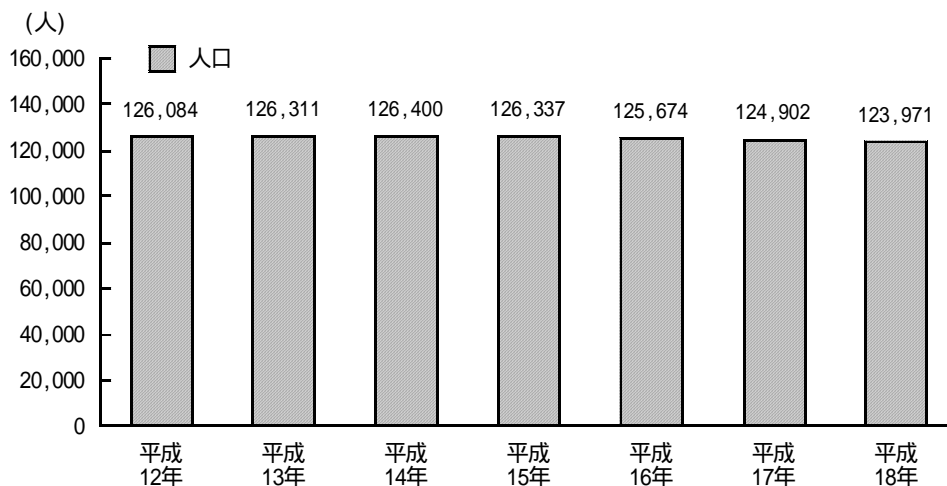
一方、将来人口は、第4次富田林市総合計画では平成22(2020)年度が126,000人、平成27(2025)年度が125,000人、平成32(2030)年度が123,000人と引き続き減少すると予測しています。

図2.1 人口の推移と将来推計



資料：昭和45年～平成17年は総務省(庁)「国勢調査」、平成22年以降は「第4次富田林市総合計画」

図2.2 住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計人口(各年3月末現在)の推移



資料：市民生活部市民窓口課

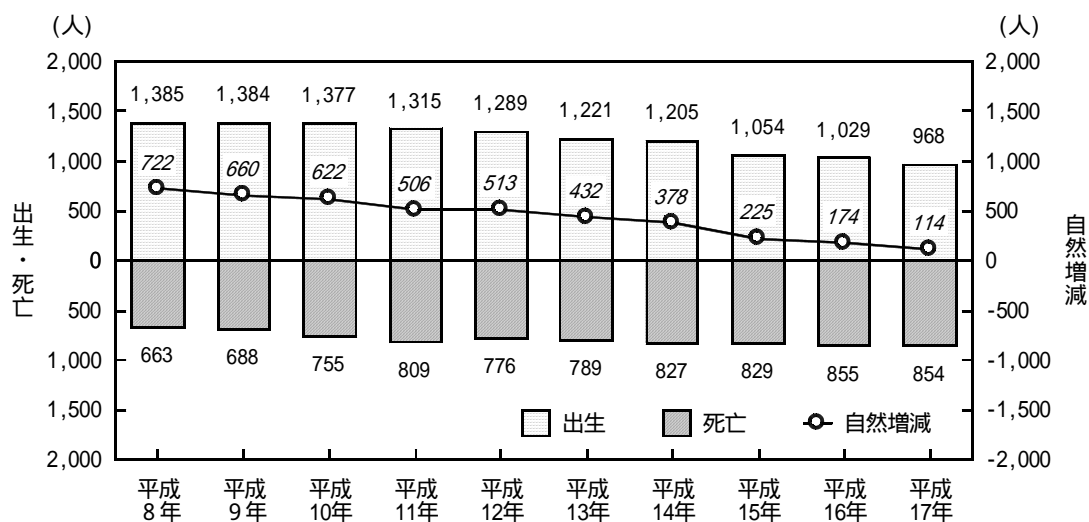
## 第2章 地域福祉の現状と課題

### (2) 人口動態（自然動態、社会動態）

まず自然動態をみると、平成17(2005)年では出生968人、死亡854人で、114人の自然増です。過去10年間の推移をみると、いずれも出生数が死亡者数を上回っています。しかし、平成8(1996)年には722人の自然増でしたが、それ以降は平成12(2000)年を除いて減少傾向にあります。

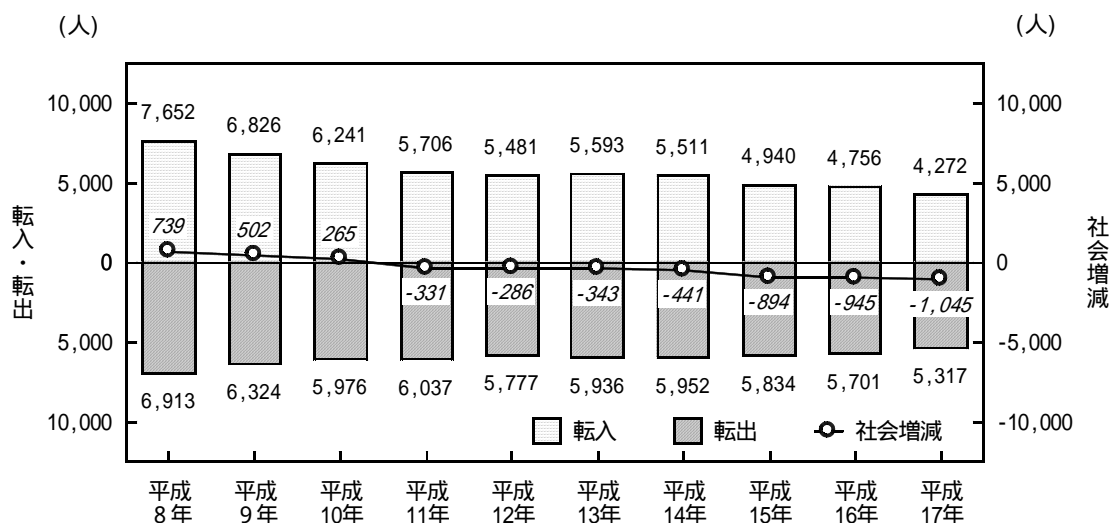
次に社会動態をみると、平成17(2005)年では転入4,272人、転出5,317人で、1,045人の社会減です。過去10年間の推移をみると、平成10(1998)年までは転入が転出を上回っていましたが、それ以降は転出が転入を上回っています。また、社会増減は平成12(2000)年を除いて減少傾向にあります。

図2.3 出生・死亡、自然増減の推移



資料：市民生活部市民窓口課

図2.4 転入・転出、社会増減の推移



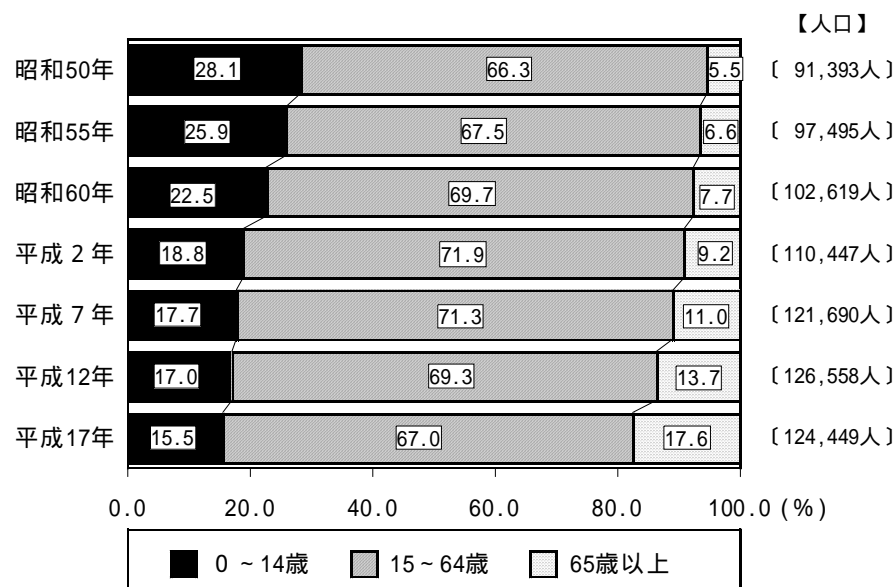
資料：市民生活部市民窓口課

(3) 年齢別割合の推移

平成17(2005)年の年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別の割合は、0～14歳が15.5%、15～64歳が67.0%、65歳以上が17.6%です。

昭和50(1975)年以降の推移を5年間隔で見ると、0～14歳は昭和50(1975)年では28.1%と3割弱を占めていましたが、その後は一貫して低下しています。逆に、65歳以上は昭和50(1975)年では5.5%でしたが、その後は一貫して上昇しており、上述のとおり、平成17年には、65歳以上の人口が0～14歳の人口を上回っています。

図2.5 年齢別割合の推移 - 年齢3区分 -



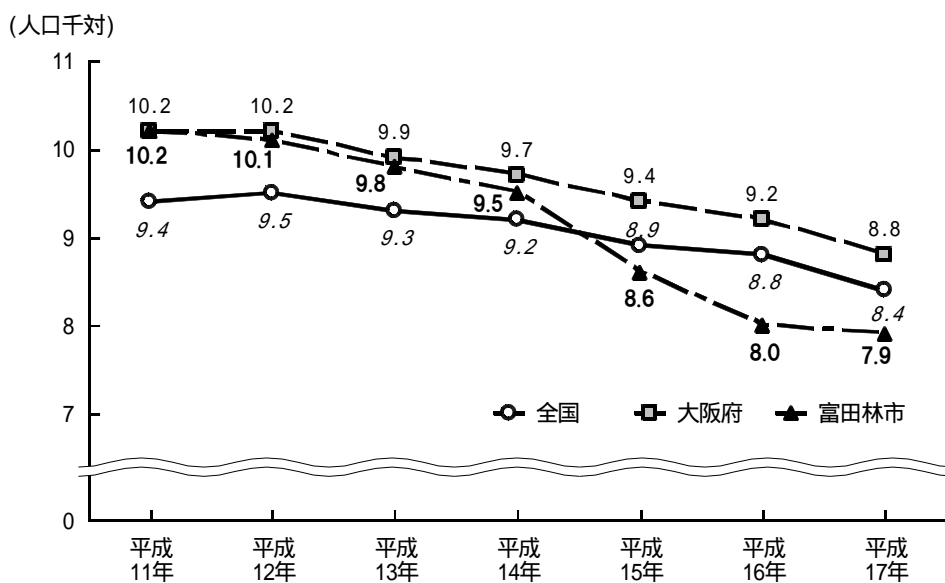
資料：総務省(庁)「国勢調査」

(4) 出生率<sup>(注)</sup>の推移

平成17(2005)年の富田林市の出生率は7.9です。平成11(1999)年以降の推移をみると、平成14(2002)年までは緩やかな低下傾向を示していましたが、それ以降は急速に低下しています。

また、全国及び大阪府の出生率と比較すると、平成11(1999)年から平成14(2002)年までは、全国を上回り、大阪府とは同じか又はわずかながら下回っていましたが、それ以降は大阪府だけでなく全国も下回る水準で推移しています。

図2.6 出生率の推移 - 全国、大阪府、富田林市 -



資料：全国及び大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、富田林市は大阪府健康福祉部健康福祉総務課

(注) 出生率

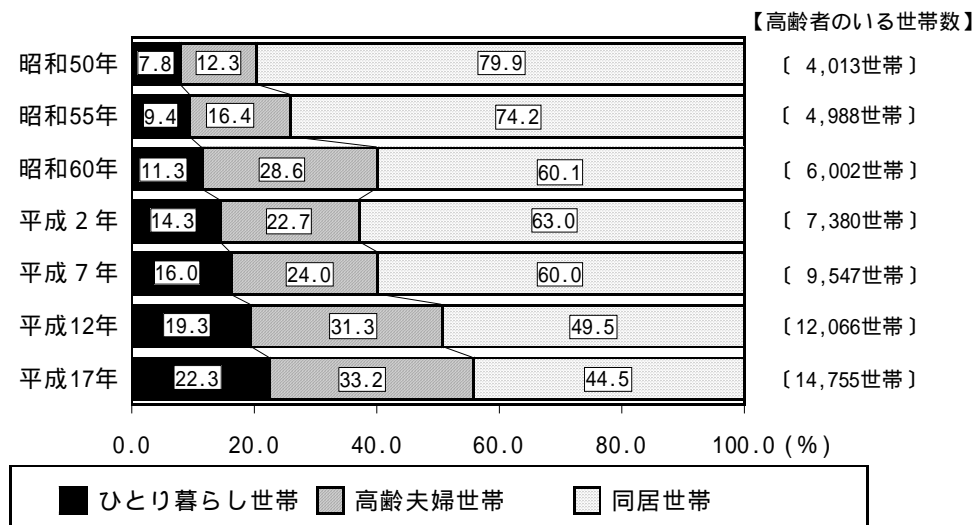
出生率とは、以下の公式のとおり、「年間出生数」を「10月1日の人口」で除して(割って)、1000を乗じた(掛けた)値。

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日の人口}} \times 1000$$

(5) 高齢者のいる世帯数の推移

平成12(2000)年の富田林市における高齢者のいる世帯は12,066世帯で、そのうち、ひとり暮らし世帯は19.3%と2割強を占め、高齢夫婦世帯は31.3%と3割強を占めます。昭和50(1975)年以降の推移をみると、高齢者のいる世帯は急増しています。また、ひとり暮らし世帯の割合は上昇し、高齢夫婦世帯の割合も昭和60(1980)年を除くと上昇しています。

図2.7 高齢者のいる世帯の推移

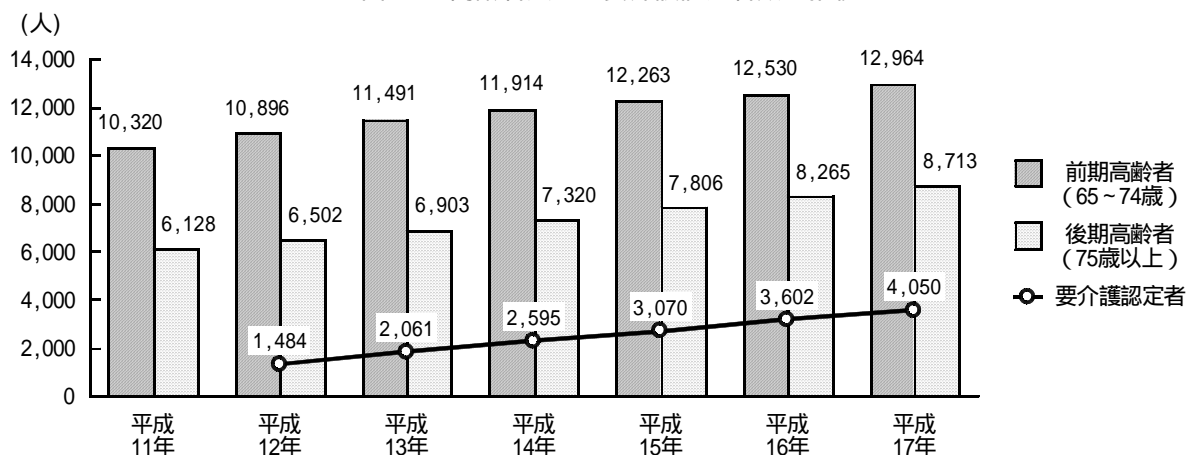


資料：総務省(庁)「国勢調査」

(6) 要介護認定者数の推移

平成17(2005)年度における富田林市の要介護認定者の数は4,050人で、前期・後期高齢者を合わせた高齢者の18.7%を占めます。介護保険制度の導入された平成12(2000)年度以降の推移をみると、平成12(2000)年は1,484人でしたが、それ以降は、平均すると毎年約500人ずつ増加しています。

図2.8 高齢者人口と要介護認定者数の推移



資料：保健福祉部高齢介護課

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### (7) 障害者手帳<sup>(注)</sup>所持者数の推移

平成18(2006)年の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が4,386人、療育手帳が740人、精神障害者保健福祉手帳が479人です。ここ数年の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあります。身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数は対前年数%程度の増加率であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は対前年12~28%程度の増加傾向を示しています。

表2.1 障害者手帳所持者数(各年度3月31日現在)の推移

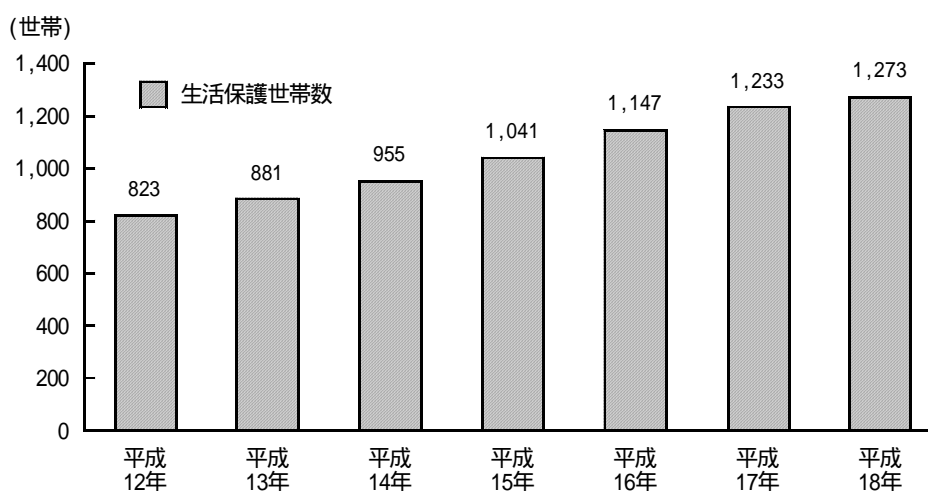
手帳の種類	年					
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体障害者手帳	3,624人	3,772人	3,933人	4,046人	4,201人	4,386人
療育手帳	597人	637人	651人	678人	700人	740人
精神障害者保健福祉手帳	196人	237人	304人	364人	427人	479人

資料：保健福祉部障害福祉課

### (8) 生活保護世帯の推移

平成18(2006)年における富田林市の生活保護世帯は1,273世帯です。ここ数年の推移をみると、毎年、対前年に比べて3~10%程度、増加しています。

図2.9 生活保護世帯(各年4月1日現在)の推移



資料：保健福祉部社会援護課

(注) 障害者手帳

本計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの手帳を合わせて、障害者手帳と呼びことにします。

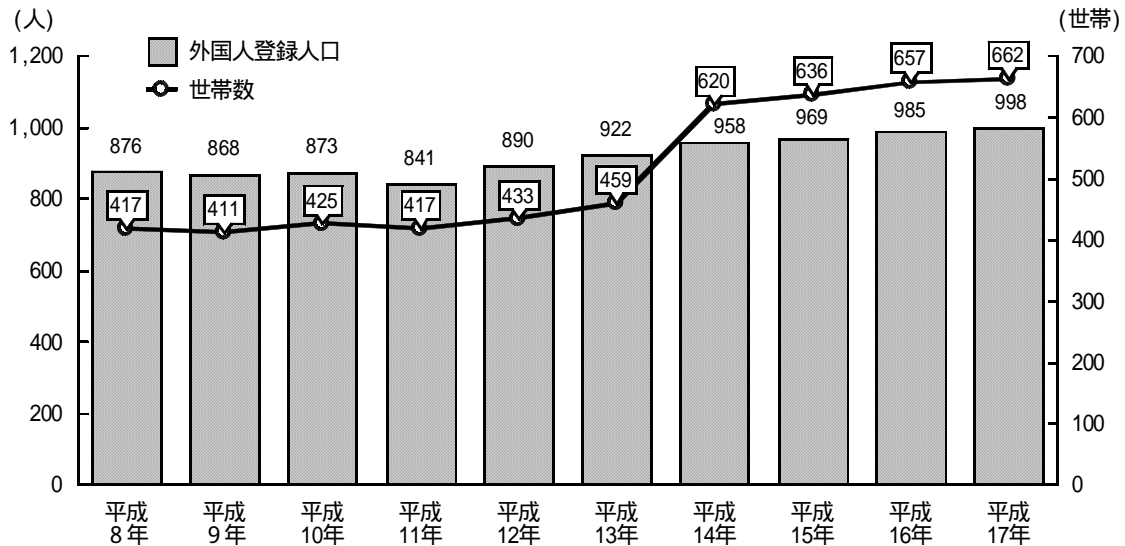


(9) 外国人登録人口・世帯の推移

平成17(2005)年の富田林市の外国人登録人口は998人(662世帯)です。最近10年の推移をみると、人口については、平成11(1999)年までは横這い又は減少傾向で、それ以降は緩やかな増加傾向を示しており、世帯数については、平成13(2001)年から平成14(2002)年にかけて急増し、それ以降は緩やかな増加傾向を示しています。

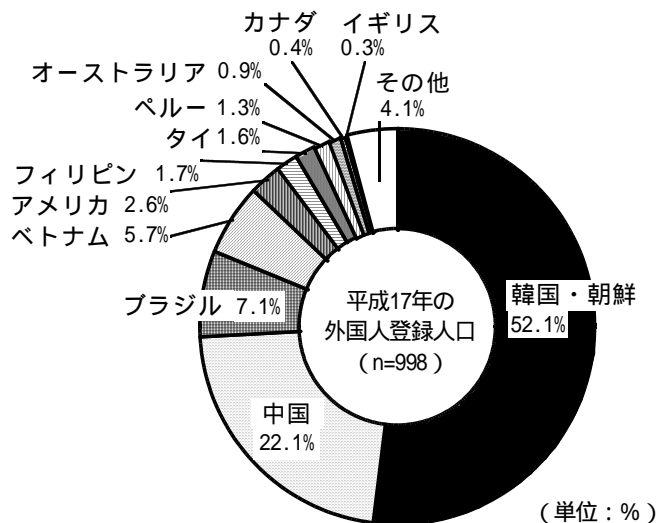
また、平成17(2005)年の外国人登録人口の国籍別割合をみると、韓国・朝鮮が52.1%と過半数を占め、以下、中国(22.1%)、ブラジル(7.1%)などの順であり、これら上位3つで81.3%と8割強を占めます。

図2.10 外国人登録人口及び世帯数(各年3月31日現在)の推移



資料：市民生活部市民窓口課

図2.11 外国人登録人口(平成17(2005)年3月31日現在)の国籍別割合



資料：市民生活部市民窓口課

### 2. 地域福祉活動団体等の状況

---

#### (1) 町会（自治会）

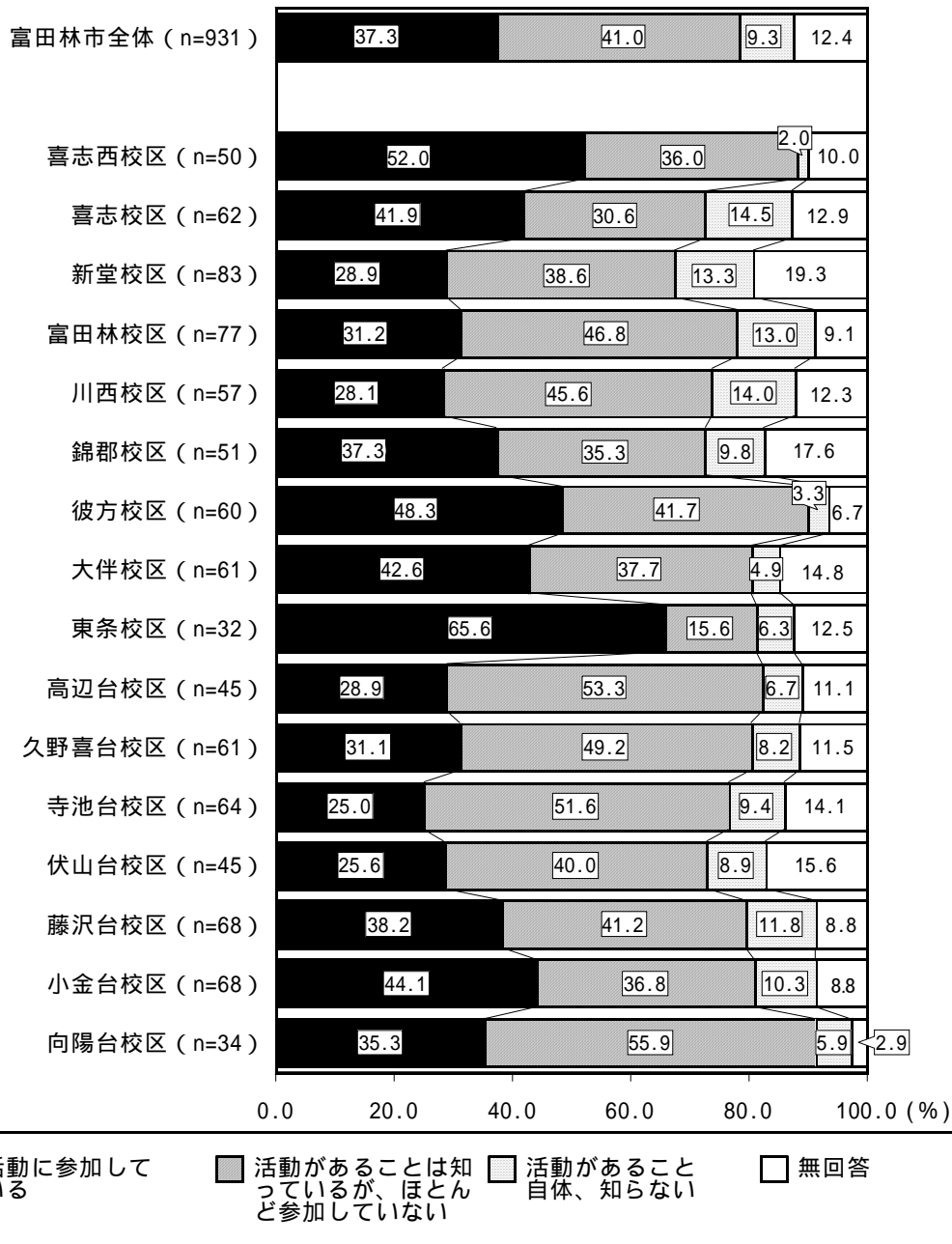
町会（自治会）は、さまざまな活動を通じて地域住民がお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、原則として、町又は丁目単位（住居表示実施区域）、字単位（住居表示未実施区域）で組織されています。

町会（自治会）では、地域集会所の設置・維持管理、各家庭への「広報とんだばやし」などの配布のほか、地域美化（ごみ置き場の設置・維持管理、地域清掃、排水路の清掃など）、交通安全（カーブミラーの設置要望など）、防犯（防犯灯の設置・維持管理、年末夜警など）、防災（自主防災組織の設置など）、自治振興などのさまざまな地域の課題に取り組んでいます。

市民意識調査結果をみると、町会（自治会）活動に「参加している」という人は富田林市全体では37.3%ですが、小学校区別にみると校区間でバラツキが見られ、最も多い東条校区では65.6%を占めるのに対し、寺池台校区（25.0%）、伏山台校区（25.6%）、川西校区（28.1%）、新堂校区・高辺台校区（どちらも28.9%）では2割台にとどまります。

今後は、富田林市の地域福祉を推進するため、各地域の校区・地区福祉委員会、民生委員・児童委員などが行う地域福祉活動に対する理解を深めるとともに、これらの地域福祉活動に対して、町会（自治会）の独自活動との調整を図りつつ、人・物・金・情報などの面から積極的に協力していくことが求められます。

図2.12 町会（自治会）活動への参加状況〔全体、小学校区別〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### (2) 富田林市社会福祉協議会

富田林市社会福祉協議会は、「社会福祉法」第109条に規定された「市町村社会福祉協議会」に位置づけられる民間団体（社会福祉法人）です。

「社会福祉法」では、市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことによって、地域福祉の推進を図ることを目的とする、と定めています。

富田林市社会福祉協議会は、地域住民と一緒に富田林で安心して暮らしていくことができるよう、福祉の視点からのまちづくりを支援をすることを目的とした団体であり、市内の各福祉団体が組織構成会員として参画し、協議を経て、上記の目的達成のために下図のようなさまざまな事業を実施している団体です。

図2.13 富田林市社会福祉協議会の主な事業

地域福祉の推進に関すること	小地域ネットワーク活動 <sup>(注)</sup> (校区・地区福祉委員会活動支援) 相談事業「心配ごと相談」 地域福祉権利擁護事業「ほっと」 生活福祉資金の貸付 当事者団体・福祉団体への支援 イベント機器貸出し
ボランティア活動に関すること	ボランティアの募集、ボランティアの派遣・調整 ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付 ボランティアに関する調査
在宅福祉サービスに関すること	在宅給食サービス 車いす等の貸し出し 地域包括支援センター事業 外出支援事業(ガイドヘルパー事業・移送サービス事業) デイサービスセンター事業「かがりの郷」
その他	福祉基金、善意銀行 共同募金、歳末助け合い運動 社会福祉協議会員制度 富田林市立コミュニティセンター「かがりの郷」の管理運営 富田林市立総合福祉会館の管理運営 献血推進協議会

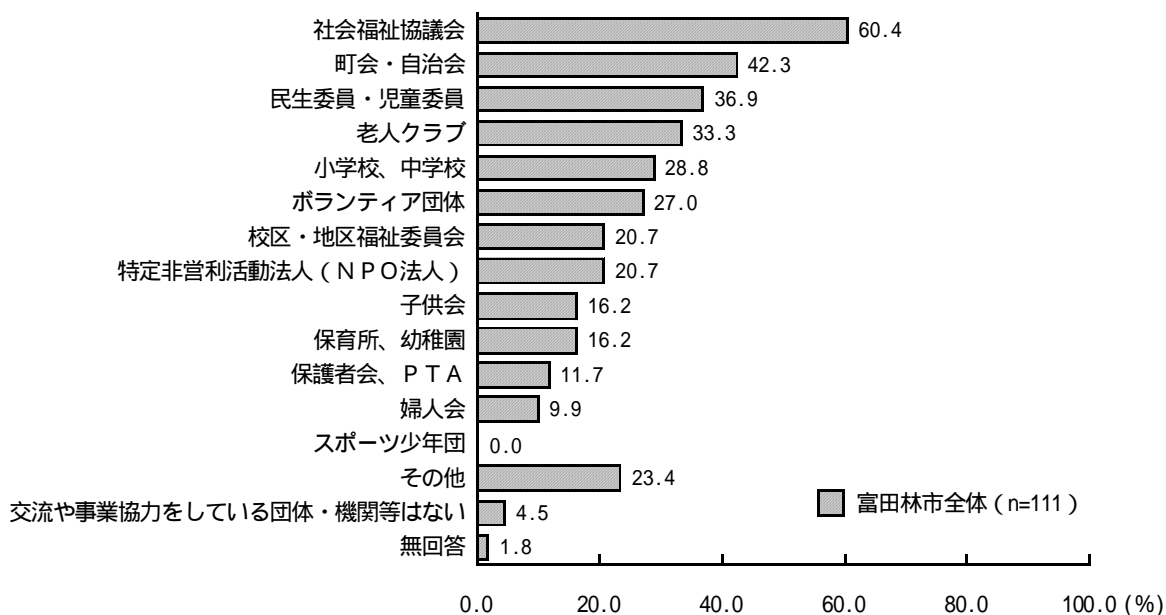
(注) 小地域ネットワーク活動

小地域ネットワーク活動とは、校区・地区福祉委員会を基盤とする小地域(概ね小学校区又は町会(自治会))を単位として、さまざまな福祉問題を抱え、援助が必要となっている高齢者や障害者など一人ひとりを対象に「助けあいの網の目(ネット)」を張る活動です。

関係団体アンケート調査結果をみると、市内の地域福祉活動団体の中で「社会福祉協議会と交流又は事業協力などをしている」という団体は60.4%を占めており、富田林市社会福祉協議会が富田林市の地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担っていることがわかります。一方、市民意識調査結果から富田林市社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はほとんど知らない」という人が57.6%で最も多く、「名前も活動内容もだいたい知っている」という人は15.3%、「富田林市に社会福祉協議会があることも知らなかった」という人は20.8%です。

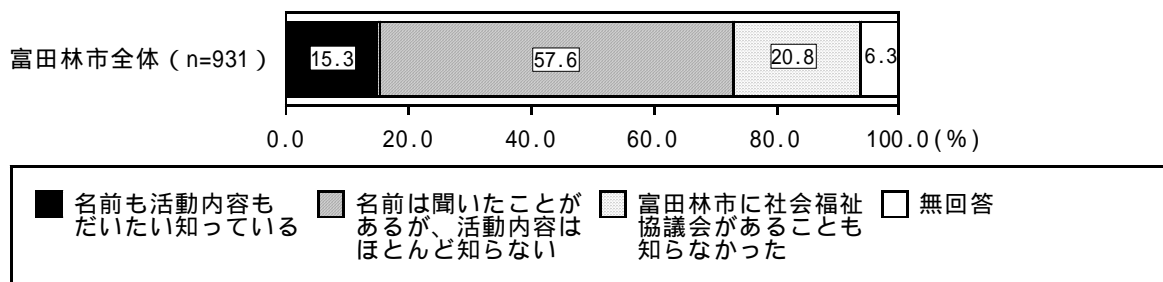
今後も、富田林市社会福祉協議会は、市全体の地域福祉活動の推進役として、市民の地域福祉活動への参加促進、校区・地区福祉委員会の活動への支援などを進めるとともに、より多くの地域住民にその活動内容について知ってもらうことが重要です。

図2.14 交流や事業協力などをしている団体や機関等



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する関係団体アンケート調査

図2.15 社会福祉協議会の認知状況



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

(3) 校区・地区福祉委員会

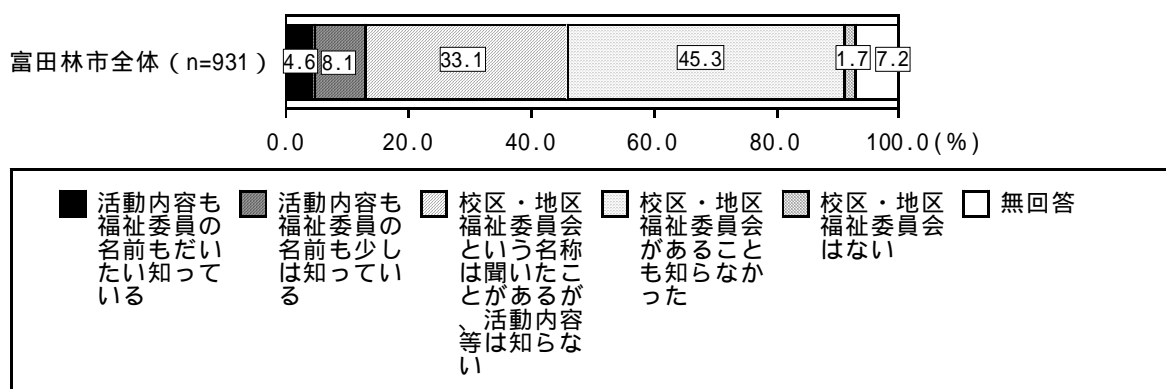
校区・地区福祉委員会は、原則として小学校区とし(校区の事情によって、より狭い地域を区域として設定している地域もあります。)それぞれの区域において、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。それぞれの区域では、校区・地区福祉委員会を基盤に、地域住民が主体となって知恵と力を出し合い、そこに住むすべての地域住民が安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

校区・地区福祉委員会では、いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい交流、友愛訪問、啓発活動などのうち、それぞれの区域の実情に応じて特色ある活動を行っています。また、地域住民どうしの助けあいやつながりを深めていくための仕組みづくりとして、「地域福祉行動計画」の策定にも取り組んでいます。

市民意識調査結果をみると、自分が住んでいる地域の校区・地区福祉委員会について「校区・地区福祉委員会があることも知らなかった」という人が45.3%を占め、「活動内容も福祉委員の名前もだいたい知っている」という人(4.6%)と「活動内容も福祉委員の名前も少しは知っている」という人(8.1%)を合わせた「活動内容も福祉委員の名前も知っている」という人は12.7%と1割強にとどまります。

今後、校区・地区福祉委員会は、地域住民にとって最も身近な地域(=区域)の地域福祉を推進するため、調査、企画、調整、推進などの役割が大きくなると考えられます。そのため、富田林市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、地域福祉行動計画の策定とその計画的な推進を図っていくことが重要です。また、各区域の町会(自治会)、老人クラブ、子供会などの組織に対して、校区・地区福祉委員会の活動についての理解を深めてもらい、必要に応じてこれらの組織と連携・協働して取り組んでいくことが重要です。さらに、地域住民に対しても、校区・地区福祉委員会の存在や活動を知ってもらい、理解してもらうための広報活動を強化するとともに、多様な地域住民に活動への参加・参画を求めていくことが重要です。

図2.16 校区・地区福祉委員会の認知状況



資料:「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

(4) 民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会（民児協）

民生委員・児童委員は、「民生委員法」に基づいて、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があり、「児童福祉法」に定める「児童委員」としてもふさわしい市民が、それぞれの地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者です。

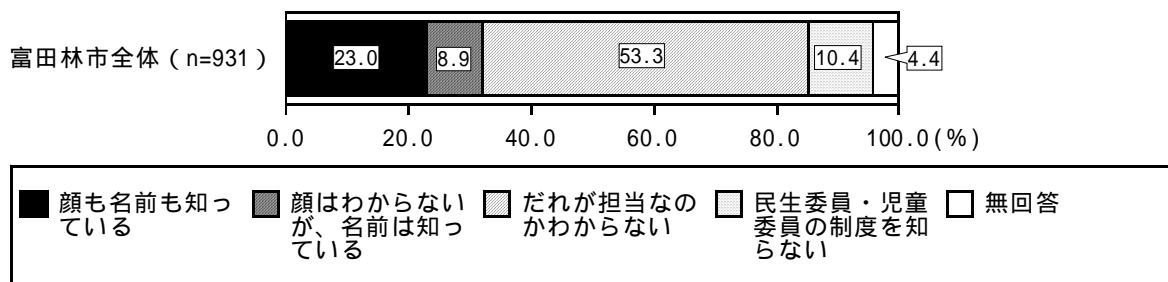
民生委員・児童委員は、「民生委員法」第1条に掲げられているとおり、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。また、民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する連絡・調整、必要な資料・情報の収集、職務に必要な知識・技術に関する研修、行政への意見具申などを行っています。

富田林市民生委員児童委員協議会では、地域福祉部会活動として、高齢者や障害者など援助を要する地域住民に対して在宅援護を行い、要援護者台帳の整備・活用を図るとともに見守り活動を行うなど、地域の福祉活動に関する事業の計画・調整等の支援を行っています。また、校区・地区福祉委員会などと積極的に連携し、小地域ネットワーク活動を促進しています。

しかし、市民意識調査結果をみると、自分が住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員について「だれが担当なのかわからない」という人が53.3%と過半数を占め、「顔も名前も知っている」という人（23.0%）と「顔はわからないが、名前は知っている」という人（8.9%）を合わせた「名前は知っている」という人は31.9%と3割強です。

今後、民生委員・児童委員には、公助による解決が困難な生活課題、潜在化する福祉ニーズなどの発見に努めるとともに、その支援に向けて、行政に対して提言し、関係機関などとの連携・協働を深めることで、富田林市の地域福祉をより一層推進していくことが求められます。そのためにも、多くの地域住民に、民生委員・児童委員の存在や活動内容などについて知ってもらい、理解してもらい、信頼を深めてもらえるよう、民生委員・児童委員一人ひとりの自覚と取り組みが重要です。

図2.17 民生委員・児童委員の認知状況



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### (5) コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) は、地域において支援を必要とする人に対する「見守り、発見、相談、サービスへのつなぎ」機能を強化し、地域福祉の計画的な推進を図るために配置されるソーシャルワーカーです。コミュニティソーシャルワーカー (CSW) は、地域福祉に関わるさまざまな専門機関や活動主体と連携・協働して、高齢者、障害者、ひとり親家庭など、支援を必要とするあらゆる人や家族への支援に取り組み、自立生活支援のための基盤づくりとして「いきいきネット (地域健康福祉セーフティネット)」の構築を図っています。

富田林市では、平成18(2006)年12月末現在、5中学校区に「いきいきネット相談支援センター」を整備し、各センターに1名のコミュニティソーシャルワーカーが活躍しており、今後は全中学校区に1名ずつ設置していく予定です。

地域住民が抱える生活課題の複雑化・潜在化などが進む中で、また、地域福祉の担い手が多様化 (多元化) する中で、対応が難しい生活課題などに対しては、地域福祉活動団体等が連携・協働してその解決に向けて取り組むことが重要です。そのため、今後コミュニティソーシャルワーカー (CSW) には、全市的に又は各地域で活動している地域福祉活動団体等の交流・連携を促進するための推進役 (キーパーソン) としての機能なども求められます。

表2.2 中学校区別「いきいきネット相談支援センター」の整備 (コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の設置) 状況  
(平成18(2006)年12月末現在)

校区名	コミュニティソーシャルワーカーの設置状況
第一中学校区	設置済み
第二中学校区	設置済み
第三中学校区	未設置
金剛中学校区	設置済み
葛城中学校区	設置済み
喜志中学校区	設置済み
藤陽中学校区	未設置
明治池中学校区	未設置



### (6) 福祉サービス提供機関

富田林市内にある主な福祉サービス提供機関を、次頁の表2.3のとおり、高齢者関係、障害者関係、児童関係に分けて整理しました。

高齢者関係では、介護保険事業者のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、街かどデイハウス、シルバー人材センターなどがあります。また、地域に対する社会福祉法人の公益活動として、大阪府社会福祉協議会老人施設部会の社会貢献事業が4法人で取り組まれており、地域住民の総合生活相談や支援を行っています。

障害者関係では、「障害者自立支援法」に基づく新体系の福祉サービスを提供する事業者（地域生活支援事業も含めます。）のほか、障害者就業・生活支援センターなどがあります。また、富田林市内には、知的障害者の入所施設であり、自立をめざした生活支援施設でもある「大阪府立金剛コロニー」（以下「金剛コロニー」といいます。）があります。金剛コロニーではボランティアなどと交流を図りながら施設を運営しています。平成19(2007)年1月1日現在、800人の知的障害児・者が生活していますが、金剛コロニーを退所して、グループホームなど地域で生活している知的障害者もいます。また、金剛コロニーでは、平成13(2001)年に近鉄富田林駅前に地域生活総合支援センター「ゆう」を開設し、総合相談や具体的な支援、関係機関とのネットワークづくり、グループホーム入居者の生活・就労支援、居宅介護事業（ホームヘルプ、ガイドヘルプ）を行っています。

児童関係では、保育園、幼稚園、児童館、留守家庭児童会（学童クラブ）、ファミリー・サポート・センターのほか、大阪府の機関である子ども家庭センター（児童相談所）があります。

今後、福祉サービス提供機関には、行政とともに公助による支援を行う機関としての使命感や倫理観などが求められます。また、専門性に基づく福祉サービスの提供、専門性に基づく地域福祉活動へのさまざまな貢献なども求められます。

## 第2章 地域福祉の現状と課題

表2.3 主な福祉サービス提供機関の状況（平成18(2006)年12月末現在）

分野	事業又は施設の種類	事業所数又は施設数 <sup>(注)</sup>
高齢者関連	居宅介護支援事業者	35事業所
	訪問介護（ホームヘルプサービス）	37事業所
	訪問看護	4事業所
	通所介護（デイサービス）	20事業所
	通所リハビリテーション（デイケア）	2事業所
	短期入所生活介護	5事業所
	短期入所療養介護	2事業所
	福祉用具貸与	7事業所
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	8事業所
	介護老人福祉施設	4事業所
	介護老人保健施設	2事業所
	地域包括支援センター	3か所
	在宅介護支援センター	7か所
	訪問看護ステーション	3か所
	街かどデイハウス	6か所
シルバー人材センター	1か所	
障害者関連	居宅介護（ホームヘルプ）	14事業所
	重度訪問介護	14事業所
	行動援護	1事業所
	短期入所（ショートステイ）	6事業所
	生活介護	2事業所
	共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）	6事業所（23か所）
	就労継続支援（A型・B型）	1事業所
	移動支援	11事業所
	南河内南障害者就業・生活支援センター	1か所
児童関連	保育園	15園（公立7園、私立8園）
	幼稚園	19園（公立13園、私立6園）
	児童館	1館
	留守家庭児童会（学童クラブ）	16クラブ
	ファミリー・サポート・センター	1か所
	子ども家庭センター（児童相談所）	1か所

（注）事業所数又は施設数：富田林市内にある事業所又は施設の数

(7) ボランティア、NPO<sup>(注)</sup> など

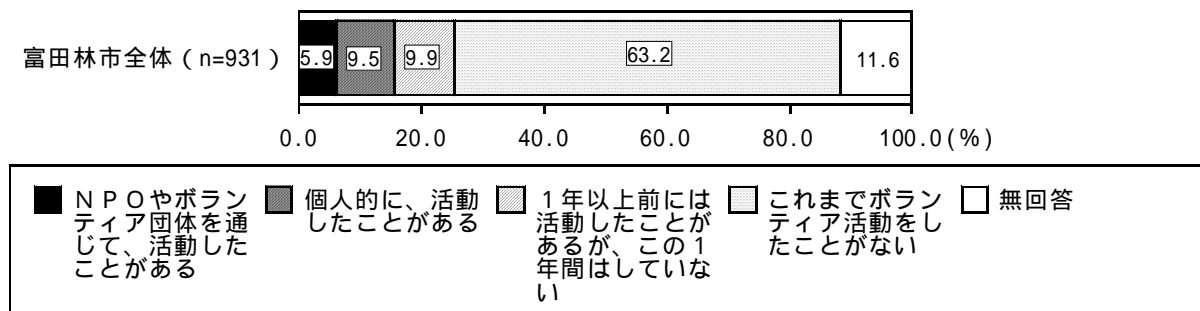
富田林市では、既に述べたとおり、富田林市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの募集及び派遣・調整、ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付、ボランティアに関する調査などの活動を行っています。また、富田林市が設置した富田林市市民公益活動支援センターにおいても、市民公益活動に関する情報提供、相談（NPO法人設立相談、ボランティア相談など）への対応、市民公益活動やボランティア活動に対する支援（事務機器等の利用など）、市民公益活動団体やボランティア団体との交流支援などの活動を行っています。

平成18年4月現在、ボランティアセンターに登録しているボランティアグループは17グループあり、また、富田林市市民公益活動支援センターに登録している団体は、平成18年6月現在で38団体（うち、1団体は社協登録グループと重複）あります。

市民意識調査結果をみると、直近1年間に「ボランティア活動をしたことがある」という人は、「NPOやボランティア団体を通じて、活動したことがある」という人（5.9%）と「個人的に活動したことがある」という人（9.5%）を合わせて15.4%です。また、これに「1年以上前には活動したことがあるが、この1年間はしていない」という人（9.9%）を合わせた「これまでにボランティア活動をしたことがある」という人は25.3%と約4分の1を占めます。

今後、富田林市の地域福祉を推進していくためには、その担い手として、個人ボランティア、ボランティアグループ、NPO法人などが主体的に活動を展開していくことが重要です。そのため、地域福祉活動の担い手を支援するボランティアセンターや富田林市市民公益活動支援センターは、それぞれの機能強化に努めるとともに、お互いに連携を図ることも重要です。

図2.18 直近1年間ににおけるボランティア活動の実施状況



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

(注) NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織と訳されています。組織面で言えば、最広義には、共益的な性格を持っている労働組合、生活協同組合、同窓会等から、最狭義には、「特定非営利活動促進法」による認証法人まで、さまざまな組織が存在しています。本計画では、町会（自治会）、公益法人などを除いた、特定非営利活動法人やボランティア団体などをNPO（狭義のNPO）としました。

## 第2章 地域福祉の現状と課題

表2.4 富田林市社会福祉協議会登録ボランティアグループ（平成18(2006)年4月現在）

グループ名	活動内容と活動日
金剛コロニーグループ（知的障害者施設）	定例活動：〔手芸〕毎月第4木曜日（午前10時～午後2時、福祉会館） 毎月第2木曜日（午後1時～3時、東公民館） 〔おやつ〕毎月第3土曜日（午後1時～3時、金剛コロニー） コロニーまつりや運動会等に模擬店参加、編物・手芸指導、買物付添い
金剛グループ「富美ヶ丘荘」（特別養護老人ホーム）	定例活動：毎週水・金曜日（午前10時～午後3時） 居室訪問、散歩の付き添い、食事介助、話し相手、高齢者と一緒におむつたたみ等
富田林点訳サークル	定例活動：毎週月曜日（午前10時～午後4時） 毎月24日～月末（午前9時30分～午後4時30分） 市広報・議会だより・福祉広報等の点訳 視覚障害者からの希望図書の点訳 依頼があれば、小・中学校への点字講習
富田林市朗読ボランティアグループ「くさぶえ」	定例活動：毎月第1・3・4水曜日、第2・4木曜日・土曜日 定例会：毎月第3水曜日（午前10時～正午） 録音テープ作成（図書全般、公報、新聞など） 対面朗読、視覚障害者との交流会など
雑巾縫いグループ「わかたけ」	定例活動：毎月第1・3水曜日（午後1時～3時） 但し、8月と12月は休み 雑巾・手作り小物品等を作製し、学校・施設と交流。ピーズマット等介護用品の作製
視覚障害者ガイドヘルパー「あゆみ会」	定例会議：毎月第3木曜日（午前10時～正午） 随時活動：視覚障害者の歩行援助
日舞グループ	定例活動：毎月第1・3火曜日（午後1時～3時） 老人ホーム訪問、高齢者施設利用者と日舞を通じて交流 その他、依頼があれば随時
在宅グループ「にんじん」	随時活動：在宅で寝たきり・痴呆性高齢者又は障害者（児）を抱えている方の支援 ミニ・デイサービス「しあわせの日」事業の活動 毎月木曜日1回
給食グループ	定例活動：月曜・火曜・水曜・木曜・金曜（午前10時15分～正午） キーステーションへの給食の配食（対象者宅へも有り） 定例活動：月曜・水曜・金曜（午前10時30分～正午） 対象者宅への給食の配食
自助具製作グループ	随時活動：個人の障害に応じて、生活用具を改良・作製
りすの会（認知症高齢者介助）	随時活動：在宅の認知症高齢者や家族の援助（話し相手、散歩、留守番） 定例活動：毎週土曜日（午後1時～4時） 特別養護老人ホームにて活動
とんだばやしおもちゃ病院	定例活動：毎月第1日曜日（午前9時30分～）、毎月第3日曜日（金剛公民館） 壊れたおもちゃの修理・補修
南河内精神保健福祉Vグループ「すばる」	定例会議：毎月第1月曜日（午後1時30分～4時） 定例活動：ときわぎスポーツ行事 毎週水曜日（午後1時～3時） 保健所グループワーク 毎週木曜日（午前10時～正午） 随時活動：南河内地域の作業所・病院にて交流、障害への理解について啓発
地域応援団	定例会議：毎月第2火曜日（午前9時30分～正午） 随時活動：様々な依頼に対し、相談に応じ活動している。
要約筆記サークル「はなみずき」	随時活動：要約筆記者養成講座への協力。高齢者施設でのノートテイク活動
喫茶ボランティアグループ「なごみ」	定例活動：福祉会館喫茶コーナーの運営、しあわせの日調理補助
拡大写本ボランティアグループ「ゆめの会」	定例活動：弱視者のための拡大写本作成

資料：富田林市社会福祉協議会ホームページの内容をもとに作成

## 第2章 地域福祉の現状と課題

図2.5 富田林市市民公益活動支援センター登録団体（平成18(2006)年6月現在）

グループ名	活動の種類 <sup>(注)</sup>	主な活動内容
NPO法人ふらっとスペース金剛		富田林市つどい広場事業「ほっとひろば」、派遣託児とふらっとでの預かり保育子どもわくわく体験隊、ふらっと文庫、講師派遣・講座企画など。
NPO法人高齢者大学シニア富田林くすのき塾		各種講座（34講座）、男女共同参画事業、各種イベント。
ブカブカバンド		音楽療法を兼ねた音楽レクレーションをハーモニカの演奏を通じて提供する。スタートは「にんじん」のデイサービスでの演奏（歌などの伴奏）、老人施設や障害者施設、幼稚園などの依頼があれば出前出演する。最近では、福祉委員会のサロンでの演奏も増えた。（必要に応じて移動時などの介助もできる）
在宅ボランティアグループ「にんじん」		在宅高齢者や障害者を対象にしたデイサービス企画、運営/月1回。社協の要請により援助を必要とする個人宅訪問（介助、家事、話し相手、買い物など）、老人施設や障害者施設などの行事等の際の手伝いなど。
結空間		不登校、ひきこもりの人の居場所作り。IE（認知能力強化プログラム）の実施。相談事業、イベント開催、他。
富田林民話研究クラブ		富田林の民話の発掘と伝承に取り組む。
寺池台地区連合		寺池小学校・多目的教室の完成、平成18年4月1日より利用可能。寺池台地区連合の内、それぞれ寺池小学校の利用団体として、登録を進めている。全グループが登録完了まで団体として、存続を続ける。
暖かなまちづくりの会		暖かいまちづくりを進め、地球社会に対する市民の参加意識と行政との協働によるまちづくり、市民が主役として活動する場と情報の提供。会報誌「うねり」（平成16年12月創刊～平成18年2月まで、12号発行）、寺池台1・3・5、伏山、金剛伏山台、須賀、久野喜台、市役所。
NPO法人南大阪グリーンフォーラム		京都議定書が地球温暖化のために上げた数値目標の達成を目指す。次のような3つの柱を中心に活動を進める（機関紙発行）。1.民生部間：買い物袋持参運動、環境家計簿の普及、アイドリングストップ等 2.自然エネルギーの研究とその普及活動 3.大阪エコアクションの普及活動、企業・市民対象
NPO法人NPOかななびの丘		「障害者自立支援法」施行に伴い、特に地域で生活する（グループホーム/ケアホーム）利用者の人権を擁護し、安全で健康な生活がおくれるよう地域の人々と交流できる環境づくりに努力する。
なんぼの会		富田林市内及び近隣地区の難病患者の会である「花水木の会」への交流支援活動。一般市民への啓発活動と会員の研修活動を通じて、難病に対する理解と支援体制の充実に努める。
NPO法人ルミエ		1.小学校区毎に「子ども健全育成」に関わるミニ集会や講演会を開催する。2.青少年の非行防止に関する標語看板の作成掲示を行う。3.毎年7月「法務省主唱の社会を明るくする運動」キャンペーンに協力活動を行う。4.形式にこだわらず「社会教育の推進」に関わる活動を図る。
富田林ローターアクトクラブ		国際的な奉仕団体であるローターリークラブが提唱し、設立した18～30歳までの青年男女の団体。“奉仕を通じての親睦”をモットーに地域での奉仕活動（石川清掃、施設訪問等）から途上国へのポリオワクチン提供活動への協力などをとする。また海外（台湾）のローターアクトクラブとの友好にも努めている。
富田林の自然を守る会		「身近な自然に親しみ、自然を愛する心を養う」「富田林の自然を守り、住みよい町づくりを進める」ことを目的に、自然観察や調査活動、里山保全活動などを行っている。

（続く）

## 第2章 地域福祉の現状と課題

グループ名	活動の種類 <sup>(注)</sup>	主な活動内容
NPO法人サンキューネット		総合相談、他、制度外 ホームヘルプ、デイサービス。介護保険制度及び介護予防（デイサービス、ホームヘルプサービス）ケアプラン。障害者自立支援（ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス）。高齢者福祉（街かどデイハウス・軽度生活支援、高齢者とじこもり見守り訪問）。ホームヘルパー養成研修、介護教室、介護予防ボランティア講座。
大阪友の会（川西・富田林最寄）		社会や家庭に於ける封建的、個人主義的の気風を清算し、愛・自由・協力による新社会の建設に努力する。子供の教育、家計簿記帳による健全な家庭の充実、環境を守る生活。
東条校区 民生児童委員協議会		市民生児童委員活動（東条校区）
ガーデンシティコープ金剛東すみれ会		花のまちづくりボランティア活動。市の遊歩道を市より許可をとり花いっぱい散歩道にしている。
ナルク富田林(露子の会)		1. アドブロード作戦～高辺台小学校周辺の通学路を教師、児童と協働で掃除しながら、子供の安全見守りを行っている。2. 総合学習への指導者派遣～久野喜台小、伏山台小、高辺台小へ総合学習の教師を派遣し、百人一首、カルタ、お絵描き、指導などを行っている。
石川こども自然隊		毎月第3日曜日に石川自然ゾーンで子どもたちと共に自然の中で遊び、学習し、自然の大切さを伝えている。
富田林勤労者山岳会「獄」の会		「安く、楽しく、安全に」を合言葉に誰でも、いつでも山登りやハイキングできることを目的に活動している。日帰りハイキングからヒマラヤトレッキングまで、他に、クリーンハイキング、障害者と共に登る取り組み、登山教室、富田林の自然を守る市民活動協議会への参加など。
ZOO（発達障害を考える会）		自閉症をはじめとする発達障害児・者の親の会。発達障害の理解と支援の勉強会や、親どうしの悩みなどを話し合う座談会など。
障害者の解放をめざす家“目座視”		清掃用具ふくぞーくんの小分け作業、並びに販売。アルミ缶等の廃品回収、内職。毎月28日滝谷不動尊の出店。
NPO法人きんきうえぶ		年齢、性別、障害、文化などの違いに関わり無く、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、社会、経済文化その他あらゆる分野の活動にいきいきと参加できる地域社会（ユニバーサル）を実現するために、世界中の人々がお互いに思いやりをもって、豊かな環境の中で、支え合い、助け合う環境創りを促進することにより、地域のみんなで支え合い、すべての人が個人の尊厳を保持され、その人らしい心豊かな人生を送る事ができるまちづくりの形成に寄与することを目的とし活動している。
NPO法人ネットワークすこやか		市・府の委託事業として「まちかどデイハウス」事業を展開している。今後CSW事業を展開する予定。
地域の国際交流を進める南河内の会		地域に住む外国人の、人権尊重多文化共生のまちづくりのため、文化のまちづくり、交流の場づくり、学習会、ニューレターの発行を行っている。
NPO法人夢の会		鯉のぼりあげの開催、イベントの開催、河川などの美化、リサイクル活動。
富田林ロータリークラブ		社会のための奉仕活動、職業を維持向上する上でのその大切さ、モラル等を研究することへの奉仕活動、国際貢献への奉仕活動を、会員間の相互の信頼と友情によってもたらすべく様々な活動している。
NPO法人ZOOとぴあ		発達障害児・者の居場所づくり、実際の場所、空間、制度に挑戦します。講演会、相談会、余暇活動、啓発事業。

(続く)

## 第2章 地域福祉の現状と課題

グループ名	活動の種類 <sup>(注)</sup>	主な活動内容
市民発富田林だよりを創る会		市民自身が、思いや活動を伝えるための3つの媒体(1.情報紙(全戸配布)、2.ホームページ、3.FM放送、モバイル)を持つ
まちと未来を見つめるわっちの会		地域通貨「わっち」の発行・流通。人と自然に優しい地域循環型のまちづくり。
アリスクラブ		パソコンを一緒に楽しく学ぶ女性中心のネット。入会金や月会費は無し。コミュニケーションを大切にして、新しい知識の吸収の場であると共に、知識の共有の場としてアリスクラブはある。
石上露子語る集い		本会は、郷土出身である明星派の歌人・石上露子の人と文学を調査研究するとともに、あらゆる活動を通じてこれを顕彰する。短期計画としては、篤志の募金による歌碑の建立及び上文学賞(仮称)の制定を掲げる。
錦織地区及び駅周辺まちづくり協議会		レンタルサイクル事業、グリーンマップ「南河内りんりんエコマップ」作成事業、地域通貨の流通
富田林ライオンズクラブ		社会奉仕活動全般 国際支援、青少年健全育成事業、市民サービス、環境保全事業等
NPO法人とんだばやし国際交流協会		1.国際理解・多文化理解のための講座・研修事業。2.地域に住む外国人の相談・支援事業。3.通訳・翻訳サポート事業。4.国際交流に関する情報誌の発行。5.国際交流団体との交流事業。6.国際交流に関する調査・研究と情報・資料の収集及び提供。7.民間団体の国際交流活動に対する支援。8.その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。
NPO法人シェイクハンズ		スポーツイベント、お祭り、カラオケ大会等イベントの開催。音楽、ダンス教室の運営。ハイキング、旅行等の企画。青少年に対するカウンセリングサービス。
オカリナクラブ「ソニャーレ」		オカリナを学びながら、地域住民と交流を行なう。

(注) 活動の種類：下図のとおり

保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 まちづくりの推進を図る活動 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 環境の保全を図る活動 災害救援活動 地域安全活動 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 国際協力の活動 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展を図る活動 科学技術の振興を図る活動 経済活動の活性化を図る活動 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 消費者の保護を図る活動 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 その他
---	---

資料：富田林市ホームページの内容をもとに作成

### 3. 富田林市における地域福祉の課題

---

富田林市の地域福祉の現状を踏まえ、今後、富田林市において地域福祉を推進するにあたって、解決すべき課題を以下のとおり4項目に整理します。

#### 課題1 すべての市民の人権の実現をめざしたまちづくり

すべての市民が、障害の有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いにかかわらず、人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として、また、地域福祉の主人公として地域福祉活動に積極的に参加し、協働・連携していくことで、自らの意志や思いがまちづくりに反映されていると感じられるまち（人権が実現されたまち）をめざすことが大切です。

#### 課題2 安全・安心を実感しながら自立生活を営むことができる地域社会づくり

富田林市において地域福祉を推進するにあたっては、市民一人ひとりが自分らしく充実した健康生活を実現し、自らの意志に基づいて、就労をはじめとするさまざまな活動に参加できる地域社会をつくるのが大切です。また、そのためには、社会参加などにおいて支障となるさまざまなバリアの軽減・解消（バリアフリー化）を図るとともに、市民の生命や財産などを脅かす災害、犯罪、交通事故などに対しては地域住民が相互に協力して取り組むことにより、だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい地域社会をつくるのが大切です。

#### 課題3 住民主体の地域福祉活動を持続的に発展させる仕組みづくり

地域福祉では、地域住民自らが地域社会に目を向け、地域住民どうしのつながりを深め、地域住民が抱える生活課題を共有し、おたがい様とおかげ様の気持ちをもって地域福祉活動に主体的に参加していくのが大切です。また、地域福祉を将来にわたって着実に進めていくためには、地域住民への意識啓発や福祉教育などのほか、地域福祉の担い手づくり、活動等に参加するきっかけづくりや参加しやすい仕組みづくりなどを進めるとともに、地域福祉活動団体等への支援を充実するなど、住民主体の地域福祉活動を持続的に発展させていく仕組みづくりが大切です。

#### 課題4 生活課題や福祉ニーズの把握からその解決に至るまでの支援体制づくり

地域住民や地域福祉活動団体等は、地域住民が抱えるさまざまな生活課題や福祉ニーズを的確に把握するとともに、その解決に向けて、自助努力を含めた互助・共助・公助による支援に確実につなげていくことが求められます。そのため、福祉サービスに関する情報の提供や相談機能の充実を図り、地域福祉活動団体等の交流・連携やネットワークづくりを進めるとともに、福祉サービスにおける利用者と提供機関の対等性を確保し、安心して利用できるようにすることが大切です。